

公告第 2021-30 号
令和 4 年 2 月 25 日

九電工健康保険組合
理事長 鹿島康宏

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

健康保険法第 47 条第 2 項の規定に基づく任意継続被保険者の標準報酬月額を下記のとおり公告する。

記

1. 適用年月日
令和 4 年 4 月 1 日
2. 標準報酬月額
等 級：26 等級
標準報酬月額：380,000 円
(前年 9 月末日の平均標準報酬月額：377,410 円)

以上